

令和5年生駒市議会(第1回)定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数 24件

・専決処分の報告 2件

・予算 12件 当初予算8件、補正予算4件

・条例 7件 改正

・法定協議会の設置 1件

・人事 2件

■ **令和5年度予算** 「令和5年度予算案の概要」を参照

1 予算案の要点

2 主要施策一覧

■ 補正予算

◇一般会計(第11回) 補正前予算 456 億 8,719 万 7 千円

 補正予算
 3 億
 138 万 4 千円

補正後予算 459 億 8,858 万 1 千円

<歳出> ※()内の数字は歳入の補正

・想定を上回るふるさと生駒応援寄附があったため、寄附金及び積立金を増額補正

3,730万円(寄附金3,730万円)

・国民健康保険特別会計繰出金 230万9千円(国負890万円、県負△716万9千円)

・介護保険特別会計繰出金 837 万 5 千円

・応急診療その他の保健事業に係る施設及び設備の整備資金に充てるための積立金

5,000万円(諸収入5,000万円)

· 高山ため池改修工事負担金 646 万8千円(寄附金161 万7千円、市債480 万円)

・防災重点ため池劣化状況調査 800 万円(県補800 万円)

・体育施設のトイレ改修工事(市民体育館、総合公園体育館、井出山体育施設)

1億4,377万6千円(国補3,103万4千円、市債6,190万円)

・新型コロナウイルス感染症拡大防止や医療提供体制の整備のための繰出金

重点医療機関体制整備事業(病床確保) 4.515 万 6 千円(県補 4.515 万 6 千円)

<その他の歳入>

· 前年度繰越金

5,984万6千円

◇介護保険特別会計(第3回) 補正前予算 93億5,371万9千円

補正予算 6,700 万 円

補正後予算 94億2,071万9千円

◇国民健康保険特別会計 (第 2 回) 補正前予算 117 億 5,102 万 7 千円

補正予算 646 万 5 千円

補正後予算 117億5,749万2千円

◇病院事業会計(第4回)

生駒市立病院における新型コロナウイルス感染症への対応として、医療提供体制の整備等に要する経費の補正

<その他、繰越明許費の追加及び変更>

■ 条例

- 1 生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて(議案第13号 29ページ)
 - ・趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)において、生活保護法に基づく事務については個人番号を利用することができるが、 外国人の保護については生活保護法に準じる事務となっていることから、国民に対する事務手続きとの整合性を図り、個人番号の利用を可能とするため、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき本市の独自利用事務として追加することから改正するもの

- ・施行日 公布の日
- ·担当課 生活支援課 © 0743-74-1111 (内線 7300)
- 2 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (議案第 14 号 30 ページ)
 - ・趣旨

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う国民健康保険税の課税限度額の引き 上げに伴い、政令で定める限度額と同額にするもの

- ・施行日 令和5年4月1日
- ・担当課 国保医療課 ☎ 0743-74-1111 (内線 7450)

- 3 生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (議案第 15 号 31 ページ)
 - ・趣旨

学校の位置について、本市の住所表記と異なる表記がされていたことから、改正するもの。

- ・施行日 公布の日
- ・担当課 教育総務課 ☎ 0743-74-1111 (内線 2650)
- 4 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について(議案第16号 32ページ)
 - ・趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令等が改正されたことに伴い、関係条例の所要の改正を行うもの。

- (1)生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2)生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3)生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- ・施行日 令和5年4月1日、公布の日
- ・担当課 こども総務課念 0743-74-1111(内線 2800)、 幼保こども園課 (内線 2750)
- 5 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について(議案第17号 37ページ)
 - ・趣旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部の条項を削る改正が行われたことに伴い、当該法律を引用している条例について所要の改正を行うもの。

- (1)生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (2)生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
- (3)生駒市子ども・子育て会議条例
- ・施行日 令和5年4月1日、公布の日
- ・担当課 幼保こども園課 © 0743-74-1111(内線 2750)、 子育て支援総合センター © 0743-73-5582
- 6 生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について(議案第 18 号 40 ページ)

・趣旨

健康保険法施行令の一部改正を受けて、国民健康保険加入者が出産したときの出産育児一時金について、支給額を 40.8 万円から 48.8 万円に引き上げるもの(産科医療補償制度加入の加算分の 1.2 万円を加えて合計で 42 万円から 50 万円への改定)

- ・施行日 令和5年4月1日
- ・担当課 国保医療課 © 0743-74-1111 (内線 7450)
- 7 生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案第 19 号 41 ページ)
 - ・趣旨

国道の道路占用料を定めた道路法施行令が、固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の変動等を踏まえて改正されたことに合わせて、本市の道路占用料を改定するもの

- ・施行日 令和5年4月1日
- ·担当課 管理課 ©0743-74-1111 (内線 2450)

法定協議会の設置

1 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議

■ 人事

- 1 生駒市公平委員会委員の選任
- 2 生駒市政治倫理審査会委員の委嘱